**指定一般相談支援事業所**

**「地域定着支援」利用契約書**

　　　　　　　　　　　　（以下「利用者」という。）と株式会社●●●（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される指定一般相談支援「地域定着支援」（以下、サービスという。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第１条（契約の目的）

本契約は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく必要なサービスを適切に提供する事を定めます。

第２条（契約期間）

１　本契約の契約期間は、

令和　　 年　　 月　　 日から平成　　 年　　 月　　 日までとします。

２　契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第３条（サービスの提供）

事業所で行う指定一般相談支援事業の内容及び提供方法は、次のとおりとします。

１　地域定着支援

（１）基本相談支援

（２）地域定着支援

　　　　①地域定着支援台帳の作成

　　　　②利用者に対する常時の連絡体制の確保

　　　　③緊急時における一時的な滞在等による支援

２　前号の他、「障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関

する基準」（平成２４年３月１３日厚生労働省令第２７号）に定める内容

第４条（利用者負担額及び実費負担額）

1 　事業者の提供するサービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

　但し、事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し、いったん支払うものとします。

２ 　前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けてサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

３ 　前項の実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月２６日までに支払います。

第５条（事業者の基本的義務）

１　利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。

２　事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

第６条（事業者の具体的義務）

１（安全配慮義務）事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

２（説明義務）　事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。

３（守秘義務）　事業者及び相談支援専門員は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

４（記録保存整備義務）事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から５年間保存します。事業者の窓口業務時間（毎週　曜日～　曜日　時　分～　時　　分）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。ただし、利用者の保護のために秘密保持が必要と判断した場合や、その該当する事項、内容等についてはこの限りではありません。

第７条（事故と損害賠償）

１　事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

２　事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

３　前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第８条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

 １　利用者が死亡した場合

２　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

３　事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

４　第１０条から第１２条に基づき本契約が解約又は解除された場合

５　第２条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

第９条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の３０日前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第１０条（利用者からの契約解除）

　　利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

１　事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合

２　事業者もしくは相談支援専門員が第９条１項から４項に定める義務に違反した場合

３　事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第１１条（事業者からの契約解除）

　　　事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

　１　利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

　２　利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

第１２条（苦情解決）

１　利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

２　利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、和歌山県福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第１３条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

第１４条（裁判管轄）

利用者と事業所は、本契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。

令和　　 年　　 月　　 日

事業者

(住所)

(事業者名)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(代表者氏名)　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者

(住所)

(氏名)

 　　　 ㊞

《代理人》

(住所)

(氏名)

 　　　 ㊞